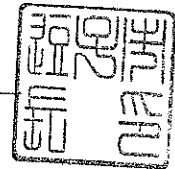




逗子市まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月13日

逗子市長 平 井 竜



逗子市規則第34号

逗子市まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

逗子市まちづくり条例施行規則（平成14年逗子市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第5条後段及びただし書を削る。

第7条第3項中「条例第8条第3項」の次に「、条例第17条第1号、条例第22条の2第4項」を加える。

第18条の2を次のように改める。

（適用対象から除外される工作物）

第18条の2 条例第18条第1項第5号の規則で定める工作物は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項第1号、第3号及び第4号の高さが10メートル未満の工作物
- (2) 建築基準法施行令第138条第1項第5号の区域の面積が300平方メートル未満の擁壁
- (3) 建築基準法施行令第138条第2項第1号の昇降機
- (4) 建築基準法施行令第138条第3項第2号の築造面積が1,000平方メートル未満の自動車車庫の用途に供する工作物

第24条の2を第24条の4とし、第24条の次に次の2条を加える。

（意見書の提出方法）

第24条の2 条例第22条の2第1項の規定による意見書を提出しようとする者は、当該意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 開発事業の名称

(3) 意見

(見解書の提出)

第24条の3 条例第22条の2第3項の規定による見解書の提出は、見解書（第8号様式の2）により行うものとする。

第27条第2項中「条例第30条第3項に規定する申請」を「条例第30条第1項に規定する再提出」に、「開発事業変更協議申請書（第13号様式）」を「開発事業事前相談申出書（変更）（第13号様式）又は開発事業事前協議申請書（変更）（第13号様式の2）」に改め、同条第3項中「条例第30条第4項」を「条例第30条第2項において準用する条例第26条」に改め、同条第4項中「条例第30条第6項」を「条例第30条第3項」に改める。

第30条第2項中「署名簿」の次に「（第18号様式の2）」を加える。

第39条第4号を次のように改める。

(4) 駐車場等の設置

ア 開発事業区域が商業地域を過半以上含まない場合

事業者は、計画戸数以上の駐車場を敷地内に設置するものとする。ただし、予定建築物が併用住宅又は事務所、事業所、店舗等である場合は、当該計画戸数に非居住部分の戸数（1戸の床面積の合計が300平方メートル以上のものにあつては、床面積100平方メートル当たり1戸と換算したもの。以下同じ。）を加えた戸数（以下「換算計画戸数」という。）以上の駐車場を敷地内（非居住部分の戸数に係る駐車場について、敷地外に設置することの必要性及び妥当性があると市長が認めるときは、敷地外）に設置するものとする。

イ 開発事業区域が商業地域を過半以上含む場合

(7) 事業者は、計画戸数の8割以上の駐車場を敷地内に設置するものとする。ただし、第40条第3号カ(7)に規定する面積を超える公園、緑地、広場又は歩行の用に供する空地（以下「オープンスペース」という。）を6平方メートル設置する毎に、駐車場1台分を敷地外に設置することができる。この場合において、敷地内の駐車場台数は、計画戸数の5割以上としなければならない。

(4) 事業者は、非居住部分の戸数の8割以上の駐車場を敷地内（非居住部分の戸

敷に係る駐車場について、敷地外に設置することの必要性及び妥当性があると市長が認めるときは、敷地外)に設置するものとする。ただし、第40条第3号カ(7)に規定する面積を超えるオープンスペースを6平方メートル設置する毎に、駐車場1台分を敷地外に設置することができる。

- (ウ) 事業者は、併用住宅の場合は、オープンスペースを6平方メートル設置する毎に、(7)又は(イ)ただし書のいずれかを選択して適用することができる。
- (エ) 開発事業の目的が駐車場用途等の面積を除いた床面積が1,000平方メートル以上の建築物のときは、事業者は、非居住部分の戸数の5割以上の駐車場を敷地内に設置しなければならない。
- (オ) 開発事業の目的が駐車場用途等の面積を除いた床面積が1,000平方メートル以上の建築物のときは、事業者は、運送、荷さばきその他サービス用駐車場及び車いす等対応駐車場をそれぞれ1台以上整備しなければならない。
- (カ) 事業者は、駐車場を敷地外に設置するときは、開発事業区域の隣地境界からおおむね200メートル以内に設置しなければならない。
- (キ) 乗用車の駐車場の規模は幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上を、運送、荷さばきその他サービス用駐車場の規模は幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上を、車いす等対応駐車場の規模は幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上を基準とする。

ウ 事業者は、建築行為を実施するに当たっては、当該建築物に係る利用率を想定した駐輪場を設置するものとする。

第39条第5号中「自然環境保全等」を「自然環境保全、良好な都市環境形成等」に改め、「認めたときは、」の次に「審議会の意見を聴いた上で、」を加え、同条第6号ウ中「(以下「緑化等」という。)」を削り、同条第7号ア中「開発事業の区域の面積」を「敷地面積」に改め、同条第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 条例第18条第1項第7号及び第8号に規定する開発事業

事業者は、敷地面積の10%以上の緑化を行うものとする。この場合において、樹木の配置については、近隣からの樹木の視認性を高める配置となるよう努めるものとする。

第40条第3号中「広場」の次に「及びその他空地」を加え、同条同号イ中「緑被」を「緑化」に改め、同号オの次に次のように加える。

カ 開発事業の区域が商業地域を過半以上含む場合

(7) 開発事業に接する道路（敷地が2以上の道路に接するときは、主要な道路を対象とする。）の距離に0.5メートルを乗じた面積のオープンスペースを設置するものとする。ただし、開発事業の目的が専用户建住宅であるときは、この限りでない。

(イ) (7)で規定する面積のオープンスペースについては、接する道路において存する歩道の幅員を含めて2メートルの幅を有する区域が、歩行の用に供する空地となるように接する道路に沿って整備すること。ただし、現に2メートル以上の幅員を有する歩道に接するときは、(7)で規定する面積（整備した空地の面積が(7)で規定する面積に満たないときは、その差の面積）のオープンスペースを整備すること。

キ オープンスペースは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(7) 終日、一般公衆が自由に通行し、又は利用することができること。

(イ) 一般公衆の自由な通行に著しい支障を及ぼす塀、垣、柵、段差等を設けないこと。

(ウ) 維持管理を適切に行うこと（建築物等の譲渡、貸与等を行うときを含む。）。

別表第1に次のように加える。

条例第18条第1項第7号及び第8号に規定する行為	開発事業の区域の隣地境界線からの水平距離15メートルの範囲において住所を有する者、事業を営む者、土地又は建築物を所有する者。ただし、当該開発事業の事業者と同一又は共同性を有する者が開発事業の区域と隣接する土地を所有するときは、当該隣接する土地（現に建築物が存する土地は除く。）の隣地境界線から水平距離15メートルの範囲において住所を有する者、事業を営む者、土地又は建築物を所有する者。
--------------------------	--

別表第2中「及び第6号」を「、第6号、第7号及び第8号」に改め、同表の欄中「100平方メートル以上」を削り、同表備考を次のように改める。

- 1 この表における道路とは、次に掲げる国道等に接続するまでの区間のものをいう。
  - (1) 国道
  - (2) 県道
  - (3) 逗子1丁目362番4から沼間1丁目219番2までの区間の横須賀市が所有する水道路
  - (4) 前3号の道路に接続する幅員6メートル以上の市道
  - (5) 開発事業の区域から前4号の道路に接続するまでの区間においておおむね幅員が6メートル以上である道路

2 条例第18条第1項第5号に規定する行為の周辺住民の範囲は、「開発事業の区域の面積が500平方メートル未満の場合」を適用する。ただし、高さ30メートル以上又は築造面積500平方メートル以上の工作物は、「開発事業の区域の面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合」を適用する。

3 条例第18条第1項第7号及び第8号に規定する開発事業のときは、表中「開発事業の区域の面積」とあるのは「開発事業の区域の面積（当該開発事業の事業者と同一又は共同性を有する者が開発事業の区域と隣接する土地を所有するときは、当該隣接する土地の面積を含む。ただし、現に建築物が存する土地は除く。）」と読み替える。

第2号様式の2を次のように改める。

第2号様式の2（第17条の2関係）（別紙）

第8号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式の2（第24条の3関係）（別紙）

第13号様式を次のように改める。

第13号様式（第27条関係）（別紙）

第13号様式の次に次の1様式を加える。

第13号様式の2（第27条関係）（別紙）

第14号様式中「開発事業変更協議申請書」を「開発事業事前協議申請書」に改め、「第4項」を「第2項において準用する第26条」に改める。

第15号様式中「第6項」を「第3項」に改める。

第17号様式中「開発事業事前協議確認通知書」を「開発事業事前協議確認通知書等」に改める。

第18号様式中「 年 月 日付けで提出した開発事業事前協議申請書（交付のあった

開発事業事前協議確認通知書)に基づく開発事業を廃止するので、」を削る。

第18号様式の次に次の1様式を加える。

第18条の2号様式(第30条関係) (別紙)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、逗子市まちづくり条例の施行を行っている開発事業は、改正後の逗子市まちづくり条例施行規則第39条及び第40条の規定について、なお従前の例によることができる。

第2号様式の2（第17条の2関係）

テーマ型まちづくり計画提案書

年 月 日

逗子市長

協議会名 .....

代表者住所 .....

申請者

代表者氏名 .....

電話番号 ..... ( ) .....

逗子市まちづくり条例第16条第1項の規定により、当協議会のテーマ型まちづくり計画をまちづくり基本計画に定めるべき事項として提案します。

<p>テーマ型まちづくり計画の名称</p>	
<p>計画の概要</p>	
<p>添付書類</p>	<p><input type="checkbox"/> テーマ型まちづくり計画書    <input type="checkbox"/> 署名簿</p> <p><input type="checkbox"/> 区域内に住所を有する者、事業を営む者、土地又は建物を所有する者及び利害関係人の意見反映に関する報告書（計画の内容が土地利用に関するものである場合）</p>
<p>備考</p>	

当該テーマ型まちづくり計画の内容に賛同し、当該計画の内容をまちづくり基本計画に定めるべき事項として提案するため署名します。なお、逗子市まちづくり条例施行規則第18条第2項の規定により、市長が署名の効力の判定を行うため、当該署名簿の提出があった日の住民基本台帳との照合を行うことについて同意します。

テーマ型まちづくり計画の名称 \_\_\_\_\_

氏名	住所・電話番号	生年月日	署名年月日	※審査欄	
				有効	無効
㊟	逗子市 電話番号			有効	無効
㊟	逗子市 電話番号			有効	無効
㊟	逗子市 電話番号			有効	無効
㊟	逗子市 電話番号			有効	無効
㊟	逗子市 電話番号			有効	無効
㊟	逗子市 電話番号			有効	無効
㊟	逗子市 電話番号			有効	無効
㊟	逗子市 電話番号			有効	無効
㊟	逗子市 電話番号			有効	無効
㊟	逗子市 電話番号			有効	無効

備考

- 署名欄は、原則として本人が署名してください。(やむを得ない理由による代筆のときは、署名欄内余白にかっこ書きで代筆者の氏名、住所、電話番号、生年月日を記入してください。)
- ※審査欄には、記入しないでください。

注意 この署名簿は、逗子市まちづくり条例施行規則第18条第3項の規定により、縦覧に供されますのでご了承ください。



第8号様式の2（第24条の3関係）

見 解 書

年 月 日

逗子市長

(事業者) 住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号 ( )

(代理者) 住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号 ( )

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の氏名〕

逗子市まちづくり条例第22条の2第3項の規定により、次のとおり提出します。

開発事業の名称		
意見書の番号及び概要	意見書に対する見解	
備 考		

備考 意見書の番号の欄には意見書の送付の際に意見書ごとに市長が付した番号及び概要を記入し、意見書に対する見解の欄には意見書の番号の欄に記入した番号に対応して意見書に対する見解を記入してください

開発事業相談申出書（変更）

年 月 日

返子市長

（事業者）住 所  
氏 名 ㊟

電話番号 ( )

（代理者）住 所  
氏 名 ㊟

電話番号 ( )

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり計画の内容を変更したいので返子市まちづくり条例第30条第1項の規定により事前相談（変更）を申し出ます。

開 発 事 業 の 名 称		
開 発 事 業 区 域 の 位 置	返子市	
変 更 理 由		
変 更 内 容	新	旧

備考 次の書類を添付してください。

- 1 変更点に関する新旧図面
- 2 開発事業事前相談申出書（1）又は開発事業事前相談申出書（2）に準じる添付書類

開発事業事前協議申請書 (変更)

年 月 日

逗子市長

(事業者) 住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号 ( )

(代理者) 住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号 ( )

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり計画の内容を変更したいので逗子市まちづくり条例第30条第1項の規定により事前協議(変更)を申請します。

開 発 事 業 の 名 称		
開 発 事 業 区 域 の 位 置	逗子市	
変 更 理 由		
変 更 内 容	新	旧

- 備考 次の書類を添付してください。
- 1 変更点に関する新旧図面
  - 2 開発事業事前協議申請書(1)又は開発事業事前協議申請書(2)に準じる添付書類

第 号  
年 月 日

様

逗子市長

印

**開発事業再協議確認通知書**

年 月 日付けで開発事業事前協議申請書の提出のありました開発事業について、次のとおり協議が終了しましたので逗子市まちづくり条例第30条第2項において準用する第26条の規定により通知します。

開 発 事 業	名 称				
	位 置	逗子市			
	事 業 者	住 所			
		氏 名			
	変 更 後 の 計 画 内 容	事業の目的		区域面積	㎡
建築物の概要			計画戸数		
変更協議項目	変 更 内 容				
実施に当たり行うべき処置					
(協議項目)	(内容)				

事務担当は、 部 課  
電話番号 ( ) 内線

第15号様式（第27条関係）

### 開発事業変更届出書

年 月 日

逗子市長

（事業者）住 所

氏 名

㊟

電話番号

（ ）

（代理者）住 所

氏 名

㊟

電話番号

（ ）

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付けで提出した開発事業事前協議申請書に基づく開発事業について、  
次のとおり計画の内容を変更するので逗子市まちづくり条例第30条第3項の規定により届け出  
ます。

開 発 事 業 の 名 称		
開 発 事 業 区 域 の 位 置	逗子市	
変 更 理 由		
変 更 内 容	新	旧

備考 次の書類を添付してください。  
案内図及び変更点に関する新旧図面

第17号様式（第28条関係）

## 工 事 適 合 証

年 月 日に次の開発事業について、返子市まちづくり条例第31条第2項の規定による工事の検査を行った結果、開発事業事前協議確認通知書等の内容に適合していることを証します。

年 月 日

返子市長

印

1 開発事業の名称	
2 事前協議確認通知日	年 月 日
3 開発事業区域の位置	返子市
4 事業者の住所・氏名	

第18号様式（第29条関係）

## 開 発 事 業 廃 止 届

年 月 日

逗 子 市 長

(事業者) 住 所

氏 名

㊦

電話番号 ( )

(代理者) 住 所

氏 名

㊦

電話番号 ( )

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

逗子市まちづくり条例第33条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

開 発 事 業 の 名 称	
開 発 事 業 区 域 の 位 置	逗子市
廃 止 す る 理 由	
工 事 の 施 行 状 況	
現 地 の 状 況	

第18号様式の2 (第30条関係)

公 聴 会 請 求 署 名 簿

年 月 日

逗 子 市 長

逗子市まちづくり条例第34条第2項の規定により、次のとおり代表者を定め公聴会の開催を請求します。

開催請求に係る開発事業	
開 発 事 業 の 名 称	
開 発 事 業 区 域 の 位 置	逗子市
公 聴 会 の 開 催 を 請 求 す る 理 由	

代 表 者	
氏 名	Ⓜ
住 所	逗子市
電 話 番 号	



当該公聴会の開催を請求する理由に賛同し、公聴会の開催を請求するため署名します。なお、逗子市まちづくり条例施行規則第30条第3項の規定により、市長が署名の効力の判定を行うため、事前協議申請書が提出された日の住民基本台帳との照合を行うことについて同意します。

開発事業の名称 \_\_\_\_\_

氏名	住所・電話番号	生年月日	署名年月日	※審査欄	
				有効	無効
㊦	逗子市 電話番号			有効	無効
㊦	逗子市 電話番号			有効	無効
㊦	逗子市 電話番号			有効	無効
㊦	逗子市 電話番号			有効	無効
㊦	逗子市 電話番号			有効	無効
㊦	逗子市 電話番号			有効	無効
㊦	逗子市 電話番号			有効	無効
㊦	逗子市 電話番号			有効	無効
㊦	逗子市 電話番号			有効	無効
㊦	逗子市 電話番号			有効	無効

備考

- 署名欄は、原則として本人が署名してください。(やむを得ない理由による代筆のときは、署名欄内余白にかっこ書きで代筆者の氏名、住所、電話番号、生年月日を記入してください。)
- ※審査欄には、記入しないでください。

注意 この署名簿は、逗子市まちづくり条例施行規則第30条第4項の規定により、署名の収集の対象となる関係住民の縦覧に供されますのでご了承ください。